

◇ 処遇改善手当表(処遇改善手当1・2・3)

正規職員	職 種	1名あたり支給月額(円)		
【処遇改善手当1】	生活支援員(めぐみ園・富士学園)	45,000		
	生活支援員	35,000		
	グループホーム支援員	35,000		
	巡回支援員	35,000		
	生活支援員・部長(10年以下)	20,000		
	同・課長(10年以下)	15,000		
	同・係長(10年以下)	10,000		
	同・保育士	10,000		
	同・実務者研修:ヘルパー1級	7,000		
	同・初任者研修:ヘルパー2級	5,000		
【処遇改善手当3】	生活支援員	9,000		
	サービス管理責任者	9,000		
	看護師・保健師	9,000		
	管理栄養士・栄養士・調理員	9,000		
	施設長・事務員	9,000		
非正規職員	職 種	パートタイマー (週40時間)	どりいむ・はっぴい ウイズ富士 ピースハイム	めぐみ園 富士学園
【処遇改善手当1】	生活・巡回支援員(10～)	35,000	40,000	45,000
	生活・巡回支援員(7～10未)	25,000	35,000	40,000
	生活・巡回支援員(5～7未)	20,000	30,000	35,000
	生活・巡回支援員(3～5未)	15,000	30,000	35,000
	生活・巡回支援員(1～3未)	8,000	25,000	30,000
	生活・巡回支援員(0～1未)	5,000	20,000	25,000
	同・保育士			10,000
	同・実務者研修:ヘルパー1級			7,000
	同・初任者研修:ヘルパー2級			5,000
【処遇改善手当3】	生活支援員			9,000
	生活支援員(週30時間以上)	(1週間の勤務時間の割合で支給する)		7,000
	看護師			9,000
	調理員・事務員			9,000

※【処遇改善手当3】は、令和4年2月より支給する。

【処遇改善手当2】	夜勤(1回)	5,000
	12月31日・1月1日勤務	5,000
	12月30日・1月2日勤務	4,000
	12月29日・1月3日勤務	3,000
	5月3日・4日・5日勤務	1,000

※福祉・介護職員以外は【処遇改善手当4】で支給。

◇ 特定処遇改善手当表

正規・非正規職員	職 種	1名あたり支給月額(円)
【1グループ】	サービス管理責任者	35,000
	社会福祉士	20,000
	作業療法士	20,000
	生活支援員・部長(10年以上)	20,000
	同・課長(10年以上)	15,000
	同・係長(10年以上)	10,000
【2グループ】	同・介護福祉士	15,000
【3グループ】	管理栄養士・栄養士・調理員・事務員(年収440万円以下)	5,000

◇ 処遇改善手当表(処遇改善手当4)

正規職員	職 種	1名あたり支給月額(円)
【処遇改善手当4】	生活支援員以外・部長	20,000
	同・課長	15,000
	同・係長	10,000
	同・社会福祉士	16,000
	同・介護福祉士	11,000
	相談支援員等	35,000
	看護師・保健師	45,000
	衛生管理者	3,000
	管理栄養士	18,000
	栄養士・調理員・事務員	10,000
非正規職員	職 種	1名あたり支給月額(円)
【処遇改善手当4】	看護師(10～)	38,000
	看護師(7～10未)	28,000
	看護師(5～7未)	23,000
	看護師(3～5未)	21,000
	看護師(1～3未)	19,000
	看護師(0～1未)	18,000
	事務員・調理員(10～)	18,000
	事務員・調理員(7～10未)	13,000
	事務員・調理員(5～7未)	8,000
	事務員・調理員(3～5未)	5,000
	事務員・調理員(1～3未)	3,000
	事務員・調理員(0～1未)	0